

ハイライト:

- ・新会社法施行によって登記も必要か解説しています
- ・新会社法施行に伴い現在の「資本の部」の表示が変わります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
会社法施行に伴う登記に関して	1
貸借対照表の表示方法の変更	2

ご挨拶

今年の夏は、昨年に引き続き猛暑となり、加えて台風が多くの被害を与え、自然の恐ろしさを改めて感じさせられました。第23号では、新会社法施行に伴い登記実務や貸借対照表の資本の部がどのように変わることか、その概要の解説を行いました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

会社法施行に伴う登記に関して

前号で解説させて頂いた新会社法ですが、施行日は来年の5月連休明けではないかと言われております。この会社法が施行された場合、具体的に現在の登記事項で何か申請が必要になるのか、新たに会社を設立した場合現在とは登記事項の何が変わってくるのか、以下Q&A方式で解説していきます。

Q1 新会社法施行後は何か登記申請が必要になりますか？<株式・有限会社共通>

A1 申請しなければならないケース(種類株式を発行している会社など)に該当しない場合には、特に新たに登記申請を行う必要はありません。

Q2 新会社法施行後現在の「有限会社」はどういうことになるのですか？<有限会社>

A2 「有限会社」という会社類型はなくなり、施行日後は「特例有限会社」として存続することになります。特に新たな登記申請は必要はなく、登記官が職権で必要な変更を行うことになります。具体的には、「社員」→「株主」、「持分」→「株式」、「出資1口」→「1株」と変更されます。なお有限会社法はなくなりますが、特例有限会社は新会社法施行後も「有限会社」という商号をそのまま使い続けることになります。

Q3 役員の任期はどうなりますか？<株式会社>

A4 新会社法施行により、取締役の任期は原則2年となります。株式の譲渡に制限を加えている会社(=非公開会社といいます)の場合には、定款で定めることにより最長10年まで任期をのばすことができます。また、監査役の任期は原則4年となります。株式の譲渡に制限を加えている会社の場合には、取締役の任期と同様に定款で定めることにより、最長10年までのばすことができます。

なお「特例有限会社」は、従前の有限会社での取扱いが継続されるため、取締役の任期は無期限と

なっています。その他決算公告の義務がないこともそのまま引き継いでいますので、この点は特例有限会社のメリットといえます。<前号もご参考下さい>

Q5 会社の設立時に際して、類似商号の調査をする必要はなくなるのでしょうか？

A5 新会社法施行後も、同一の場所における同一の商号の登記は禁止されますので、同一本店所在地に同一の商号の会社があるかないかを調査する必要があります。但し現在のように「同じ市区町村内に同一の事業目的で似通った商号の会社」があるかどうかを調べる必要はなくなります。しかし逆に考えれば、お隣に似通った商売をしている同じ商号の会社が登記されてしまう可能性があるということにもなります。これと対抗するには、不正競争防止法の適用をもって行うことになります。

Q6 新会社法施行後、現在の有限会社を株式会社に変更させるにはどうすればよいのですか？

A6 新会社法施行後には「有限会社」という会社類型はなくなりますので、株式会社として扱われることにはなるのですが、商号中には「有限会社」という文字を含まなければなりません。そこで名実共に株式会社**とした場合には商号の変更が必要となります。**

株主総会において、商号の変更に関する定款変更を決議する



株式会社の設立登記申請と特例有限会社の解散登記の申請を行う(登記費用は3万円)

ここで注意が必要なのは、特例有限会社は解散し、新たに株式会社の設立という流れに登記上はなるのですが、会社としての実態には変更がないため、会社の営業年度は解散前の特例有限会社からそのまま続くと言う点です。

貸借対照表の表示方法の変更

新会社法の成立で、貸借対照表の資本の部が「純資産の部」に変更されるのを受け、企業会計基準委員会は会社法施行後の貸借対照表の表示に関する会計基準(案)を公開しました。平成18年4月1日以後開始事業年度から適用となる予定です。

<現行>

I 資本金	<施行後>
II 資本剰余金	I 株主資本
資本準備金	1資本金
その他資本剰余金	2資本剰余金
III 利益剰余金	(1)資本準備金
利益準備金	(2)その他資本剰余金
任意積立金	3利益剰余金
当期末処分利益	(1)利益準備金
IV 土地再評価差額金	(2)任意積立金
V その他有価証券評価差額金	(3)その他利益剰余金
VI 自己株式	4自己株式

II 評価・換算差額等
1その他有価証券評価差額
2繰延ヘッジ損益
3土地評価差額金

III新株予約権

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。